



序章

序章

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的な都市づくりの方針を示すものです。

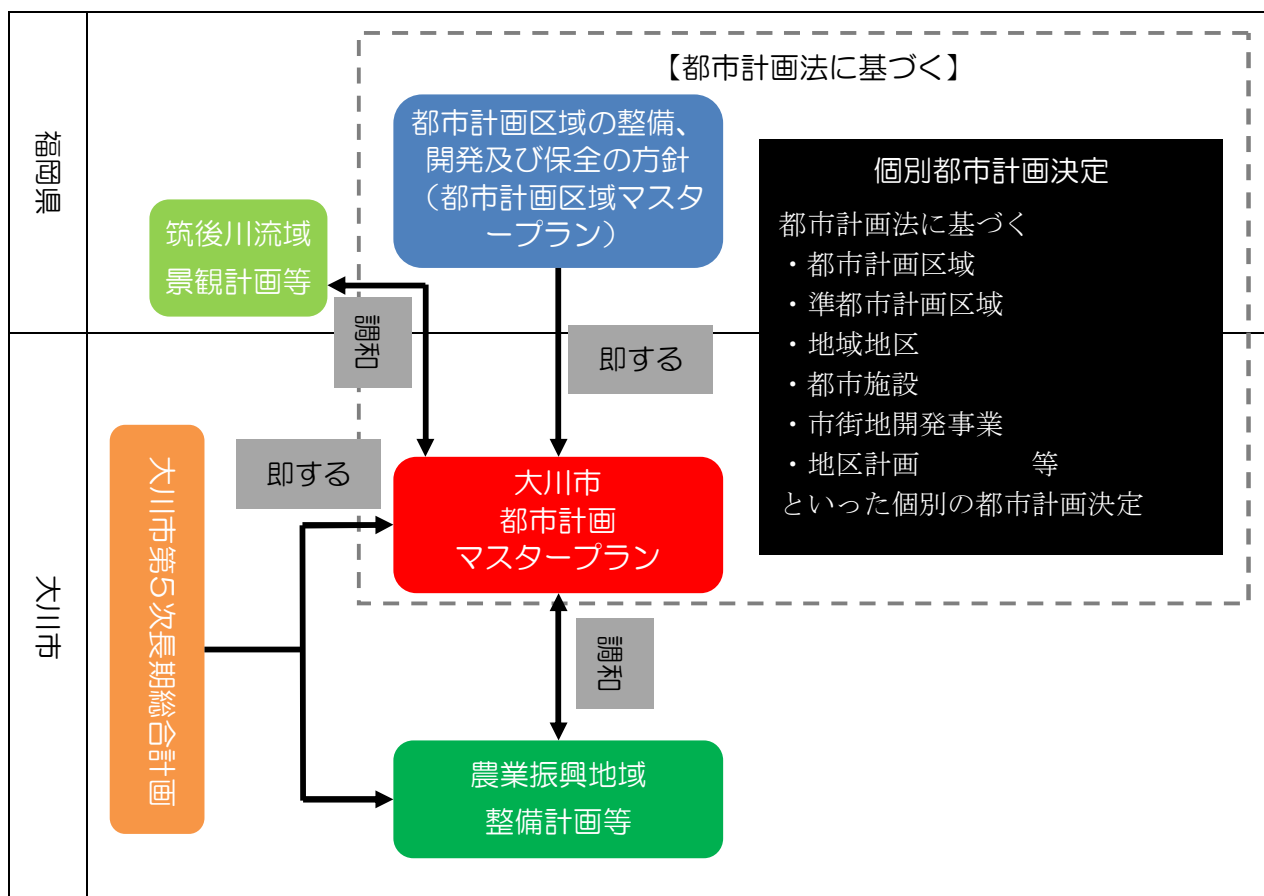
大川市都市計画マスタープランは、市民の意見を反映しながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを打ち出し、それを実現していくための方向性を示すものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

大川市都市計画マスタープランは、上位計画である大川市第 5 次長期総合計画及び、福岡県が定めた都市計画区域マスタープラン（筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即して定めるものとされています。

また、農業振興地域整備計画などの土地利用に関する計画や筑後川流域景観計画など景観の保全・形成に関する計画と調和しながら計画を策定しています。

▼都市計画マスタープランの位置づけ



(3) 都市計画マスタープランの策定体制

大川市都市計画マスタープランは、市民と行政の役割を踏まえて、下図に示すような体制で策定してきました。市民参加によるまちづくり懇話会やアンケート調査などから、市民の意見を収集し、副市長・関係課長などで構成される庁内委員会や学識経験者・関係行政機関・市民で構成される策定委員会において、都市計画マスタープランの検討を進めてきました。

これらの検討結果を踏まえ、都市計画審議会の審議などの手続きを経て、都市計画マスタープランが策定されました。

▼都市計画マスタープランの策定体制

